



障がいを持つ方への 手当があります

問 伊奈庁舎社会福祉課（内線4102）

特別障害者手当・障害児福祉手当は、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の最重度の障がい者および日常生活において常時介護を必要とする重度の障がい児に支給されます。

■特別障害者手当

▶対象者：次のいずれかに該当する 20 歳以上の最重度の障がい者

- 障害基礎年金 1 級程度の障がい重複している方
- 障害基礎年金 1 級程度の障がい 1 つ、同 2 級程度の障がい 2 つ以上重複している方
- 障害基礎年金 1 級程度の肢体不自由、精神、知的障害が 1 つあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

▶支給制限

- 前年の所得が一定以上の場合（支給停止）
- 福祉施設などに入所している場合
- 病院等に 3 カ月を超えて入院の場合

■障害児福祉手当

▶対象者：以下のいずれかに該当する 20 歳未満の重度障がい児

- 身体障害者手帳 1 級程度の方
- 療育手帳 A 程度の方または同程度の精神障がいの方
- 障がい重複し、上記と同程度の常時介護が必要な方

▶支給制限

- 扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合（支給停止）
- 障がいを支給事由とする年金を受給できる場合
- 福祉施設などに入所している場合

■支給方法

年 4 回（2・5・8・11 月）に本人の銀行口座に振り込まれます。

■手当月額（令和 4 年 4 月改定）

特別障害者手当 2 万 7,300 円

障害児福祉手当 1 万 4,850 円

※手続きに必要な書類は、障がいの状況により異なります。対象と思われる障がいをお持ちの方で、まだ申請をされていない方は、お問い合わせください。

まちの"みらい"の姿を
一緒に考えよう！

市民インタビュー参加者募集！！

問 伊奈庁舎企画政策課（内線1202、1203）

現在、市の最上位計画である「第 2 次つくばみらい市総合計画後期基本計画」の策定を進めています。今回は、今後のつくばみらい市の姿を一緒に考えていただける方を募集し、皆さんが日常で課題と感じていることや、つくばみらい市に対する思いなどをお伺いします。

テーマ

- ①地域コミュニティ
- ②産業
- ③生活環境・交通
- ④子育て・教育

実施方法

オンライン参加者も含め、テーマごとに 4 人程度のグループを作ります。グループで意見交換をしながら、ご意見をお聞かせください。

- ▶日時：6月25日(土) ※午前または午後を選択
午前の部：午前 10 時～ 11 時 午後の部：午後 1 時～ 2 時
- ▶場所：市役所 伊奈庁舎
- ※ご自宅などからオンライン（Zoom）での参加も可能です。
- ▶応募期限：5月24日(火)
- ※応募結果は、5月31日(火)までにご連絡します。
- ▶募集人数：15 人程度
- ▶参加要件：市内に在住または在学・在勤の 15 歳以上の方
- ▶応募方法：WEB 申し込み、メール、郵送または持参
- ※詳細は市ホームページでご確認ください。

〇〇が足りないと感じています。

□□してもらえると嬉しいなあ。

私は市と一緒に△△してみたい！

